

静岡県企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年2月4日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

### 静岡県企業局管理規程第1号

静岡県企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

第1条 静岡県企業職員の給与に関する規程（昭和42年事業部管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(臨時又は非常勤職員の給与)</p> <p><b>第10条</b> <u>臨時又は非常勤職員</u>（ただし、再任用短時間勤務職員等を除く。）の給与に関する事項は、別に定める。</p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p><b>第10条</b> 非常勤職員（ただし、再任用短時間勤務職員等を除く。）の給与には、<u>企業職給料表（1）を適用する。</u></p> <p><u>2 新たに給料表の適用を受ける非常勤職員となった者の職務の級は、別表第5に定める職務の級とする。</u></p> <p><u>3 新たに給料表の適用を受ける非常勤職員となった者の号給は、別表第6又は別表第7の基準に従い決定する。</u></p> <p><u>4 地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を、同項第1号に掲げる職員には報酬及び期末手当並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。</u></p>
<p>(補則)</p> <p><b>第11条</b> この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）、一般職任期付職員条例及び静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の適用を受ける職員の例による。<u>ただし、職員の給与に関する規則（昭和32年静岡県人事委員会規則7-25）第17条第2項中「人事委員会が指定す</u></p>	<p>(補則)</p> <p><b>第11条</b> この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する取扱いについては、給与条例、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）、一般職任期付職員条例、<u>静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）及び会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）</u>の適用を受ける職員の例による。</p>

る職員」とあるのは、「管理者が指定する職員」と読み替えるものとする。

別表第4

(略)

別表第4

(略)

別表第5 (第10条第2項関係)

給料表	職務の級
企業職給料表(1)	1級又は2級

別表第6 (第10条第3項関係)

職種	学歴	初任給	上限号給
事務補助 (定型的・補助的な業務に従事する職員)	高校卒	1級1号給	1級21号給

別表第7 (第10条第3項関係)

職種	区分	号給
業務補助(施設維持管理業務に従事する職員)	管理技術員 (管理監督的業務に従事する職員)	2級44号給
	上記以外の職員	1級41号給

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県企業職員就業規程の一部改正)

第2条 静岡県企業職員就業規程(昭和42年事業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(年次有給休暇)	(年次有給休暇)
第14条 (略)	第14条 (略)
2～9 (略)	2～9 (略)
10 第4項の規定により1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。	10 第4項の規定により1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。
(i) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>7時間45分</u>	(i) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 <u>8時間</u>

(2) 齊一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分  
（臨時又は非常勤職員の労働条件等）

**第51条** 第12条の2から第12条の5までに定めるもののほか、臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定める。

(2) 齊一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り上げた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間  
（非常勤職員の労働条件等）

**第51条** 第12条の2から第12条の5までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この管理規程は、令和2年4月1日から施行する。